

大村市立松原小学校いじめ防止基本方針

【 学校基本方針の目的 】

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとす。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

【 めざす児童像 】

- ・思いやりのある子（徳）
- ・自ら学び考える子（知）
- ・心も体も鍛える子（体）

【 いじめ対策委員会 】

○いじめ・不登校対策委員会

- ・委員；校長、教頭、教務、生活指導担当、養護教諭、育友会長

※事案発生の場合、当該学級担任及び関係職員等の出席の下、必要に応じて委員会を開催する。

○職員会議等による情報交換及び共通理解

- ・年度初め・末、長期休業前の年間4～5回の職員会議を開く。

- ・毎週金曜日に「児童理解」の時間を設定し、現状や対応等を共通理解する。

○心の相談員との連携

【 P T A 及び関係機関等との連携 】

○育友会長は「いじめ・不登校対策委員会」の一員として、委員会に出席する。 (育友会の本部役員会及び運営委員会等で、事案発生時に連絡・協議する。)

○その他、関係機関（市教委、民生委員等）への報告・連絡・相談を行う。 (事案発生時に、ケース会議等を開催し共通理解や対応策を検討する。)

《 いじめ問題への取組 》

【 いじめの防止 】

1 学級経営

- 児童の実態を十分考慮して、自尊感情を高め信頼関係を深める学級経営の推進を行う。
 - ・児童の良い言動をほめて伸ばす教育の実践（Don'tからLet'sへ）

2 授業改善の工夫

- 「分かる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人の成就感や充実感を持たせる。
 - ・個に応じた指導やICT機器の活用等の工夫

3 道徳教育の充実

- 自他の生命を尊重し、相手のことを思いやり人と仲良く助け合う児童を育成する。
 - ・受容と共感を基盤にした児童一人一人を大切にする心の教育に努める。

4 家庭及び地域との連携

- 学校と保護者や地域との双方向の情報交換や連携を密にする。

【 いじめの早期発見 】

1 集団から離れて一人でいる児童（個人）や集団への働きかけ（観察や声かけ等）

2 児童面談（年2回を原則）や生活アンケートの実施

3 保護者や地域、関係機関からの情報収集

4 授業時間や児童の休み時間等には児童のように目を配ったり、個人ノート（日記等）や養護教諭・心の相談員の記録・報告を確かめたりして、交友関係や悩み等を把握する。

5 週1回開催する「児童理解」の中で、各学級の憂慮事項等を全職員で協議し共通理解を行い組織として観察・声かけ等の指導・対応する。

【 いじめに対する措置 】

1 いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

2 いじめの事実が確認された場合は、校内対策委員会を開催し、対応を協議する。

3 いじめをやめさせ、その再発防止のために、いじめを受けた児童・保護者に対する誠意ある対応・支援と、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続する。

4 いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められた場合は、保護者と連携しながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

5 事実に係る情報を関係保護者と共有するために、当該学級児童への聞き取りやアンケート等の必要な措置を講じる。

6 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、当該児童への厳格な指導及び市教委や警察署と連携して厳正に対処する。

7 マスコミ等の対応・問い合わせについては、窓口（教頭）を一本化する。

【 重大事態発生時の対処 】

1 重大事態発生した旨を、速やかに市教委へ報告する。

2 市教委と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（校長を中心として校内対策委員及び市教委、育友会長等）

3 上記組織を中心として、事実関係を明確にする為の調査を実施し、関係機関（民生委員、育友会本部役員及び当該学級委員長、心の相談員、SSW等）等との連携を深める。

4 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、その他の必要な情報を適切に提供する。

《 いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応 》

